

湯の峯温泉、川湯温泉及びその周辺地域 における温泉保護対策実施要綱

1. 目的

この要綱は、湯の峯温泉・川湯温泉及びその周辺地域において実施した温泉学術調査の結果に基づき、その必要とする対策について温泉審議会に諮問し、それによって提出された答申、並びに温泉法（昭和 23 年法律第 125 号。以下「法」という。）の基本理念により、同地域の温泉資源の保護・適正な温泉の利用及び開発を図るとともに、同地域の温泉資源の恒久的な安全を推進し、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

2. 温泉保護対策適用地域

この要綱による温泉保護対策を行う地域は、次のとおりとする。

田辺市本宮町

3. 温泉保護地域の指定

法第 4 条に基づく、温泉の湧出量・温度若しくは成分に影響を及ぼし、その他公益を害するおそれがあると認める地域として、次のとおり温泉保護地域を指定する。

(1) 第 1 保護地域

田辺市本宮町湯の峯・川湯地区を中心とし、その区域は、別記のとおりとする。

(2) 第 2 保護地域

田辺市本宮町渡瀬地区とし、その区域は、別記のとおりとする。

(3) 第 3 保護地域

田辺市本宮町のうち第 1・第 2 保護地域を除く、全域とする。

4. 温泉掘さく・動力装置等の許可基準

温泉掘さく・増掘及び動力装置の許可基準は、保護地域別に次のとおりとする。

(1) 第 1 保護地域

イ. 新規掘さく及び増掘は、原則として許可しないが、動力装置、増馬力は、附近の状況を考慮して個々に決定する。

ロ. 温泉資源を保護しつつ効果的に揚湯する等の目的で、既存源泉の統廃合及び公共の福祉上特に必要と認める場合に限り、イにかかわらず掘さく、増掘

を認めることがある。

(2) 第2保護地域

- イ. 新規掘さくは、既存源泉から300m以上離れてはならない。なお、深度及び口径は、周囲の源泉の状況を考慮して個々に決定する。
- ロ. 動力装置は、原則として最高7.5馬力とし、周囲の源泉の状況を考慮して個々に決定する。
- ハ. 既存源泉の湧出量、温度及び成分に影響を及ぼすおそれがないことを申請者が調査し証明する場合、イにかかわらず、掘さくを認めることがある。

(3) 第3保護地域

- イ. 新規掘さくで周囲に源泉がある場合は、その源泉から100m以上離れてはならない。
- ロ. 口径・深度及び動力装置の設置は、その地域の状況を考慮して個々に決定する。
- ハ. 既存源泉の湧出量、温度及び成分に影響を及ぼすおそれがないことを申請者が調査し証明する場合、イにかかわらず、掘さくを認めることがある。

5. 温泉掘さく・動力装置等の許可申請の事務処理

(1) 申請時の指導

県知事及び市長は、温泉掘さく・動力装置等の許可申請について、申請者から申し出、相談等のあった場合は、本要綱の趣旨等について十分説明し、指導すること。

(2) 申請書の経由

この要綱による温泉保護対策適用地域において、県知事に許可申請を提出する場合は、掘さく等を行う地域を管轄する市長及び保健所長を経由しなければならない。

(3) 市長の意見書

- イ. 市長は、前号の申請書を経由する場合、その申請に対する意見書を添付しなければならない。
- ロ. 意見書には、第1・第2または第3と保護地域別を明記するとともに温泉掘さく、動力装置等に対する意見を記載すること。

6. 源泉の調査及び報告

- (1) 源泉所有者及び管理者は温泉資源の保護のため、源泉について定期的にモニタリングを実施し、その結果を保存し源泉の状態を把握しなければならない。

なお、モニタリングの頻度、項目については以下のとおりとする。

(頻度) 月1回程度

(項目) 湧出量、温度及び水位

(2) 源泉所有者及び管理者は、毎年5月までに前年度に実施したモニタリングの結果及び4月1日現在の源泉の状況について、保健所長を経由して県知事に報告すること。

(3) 県知事は、温泉保護対策上必要がある場合、次の事項について、源泉所有者または管理者に対し調査若しくは報告を求めることがある。

イ. 源泉の使用状況

ロ. 設置されている動力装置の状況

ハ. 各源泉の配湯状況（配管状況）

ニ. 温泉水の利用状況

ホ. モニタリングの結果

(4) 4(2)ハ及び4(3)ハにより、掘さくが認められた源泉の所有者又は管理者は、掘さく後定期的に湧出量、温度及び成分に影響を及ぼすおそれがないとした周辺の既存源泉（以下「周辺源泉」という。）について、周辺源泉の所有者等の協力を得て影響調査を実施し、保健所長を経由して県知事に報告すること。

(5) 源泉所有者または、管理者は、毎年4月1日現在の源泉の状況を調査し、別記様式により、その月の月末までに、市長及び保健所長を経由して県知事に報告すること。

(6) 前各号の調査または報告を作成する場合、必要に応じて関係職員が実地に行うか、または立合うことがある。

7. 温泉の分析検査

県知事は、温泉保護対策上必要に応じて、源泉所有者または管理者に対し次により源泉分析検査の実施について指示若しくは勧告を行うことがある。

(1) 源泉分析検査実施後相当の期間を経過しているとき。

(2) 温泉の化学成分に著しく変化があると認められるとき。

(3) 定期的に分析の必要が認められるとき。

8. 温泉採取の効果的合理的使用の指導及び措置

温泉保護対策上、必要に応じ次の事項について、源泉所有者または管理者に対し、指導または措置を行う。

(1) 温泉資源の利用促進

(2) 温泉の集中管理

(3) その他、温泉の効果的合理的使用

9. 地域組織の育成

温泉保護対策地域の関係者の自主的な実施意欲及び活動等を喚起するため源泉所有者または管理者・その他関係者による組織化を図る。

10. 温泉法施行細則との関係

本要綱で定められた地域についての、申請・届出・報告・調査及び指導並びに措置等については、温泉法施行細則（昭和 23 年県規則第 58 号）の規定によるほか、この要綱によるものとする。

この要綱は、昭和 54 年 5 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 17 年 5 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。